

令和2年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会（書面会議）に係る書面議決の結果及び委員長職務代理者指名の結果

1 会議の開催について

返信期日である令和2年7月15日までに全ての委員から書面表決書の提出があったことから、書面会議実施要領第3第2項の規定により、全ての委員が出席し、会議を開催したものとする。

2 書面議決の結果について

議事1号から議事10号までの議事について、全ての委員の同意があったことから、書面会議実施要領第3第4項の規定により、以下のとおり委員会として議決したものとする。

(1) 委員長の互選について

| 議事番号 | 事務局案 | 表決結果 | | 委員会の議決 |
|------|-------------------|------|---|----------|
| | | 可 | 否 | |
| 議事1号 | 阿波 稔 委員を委員長に選任する。 | 10 | 0 | 事務局案のとおり |

(2) 令和2年度再評価対象事業の審議について

| 議事番号 | 整理番号 | 上段：事業種別（事業名） 下段：地区名等（市町村名） | 県の対応方針案 | 表決結果 | | 委員会の議決 |
|------|------|---|---------|------|---|-------------------------|
| | | | | 可 | 否 | |
| 議事2号 | R2-1 | 林道事業（育成林整備事業） 黒崎大間越線（深浦町） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事3号 | R2-2 | 道路改築事業（高規格改築事業） 国道279号むつ南バypass（むつ市） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事4号 | R2-3 | 道路改築事業（高規格改築事業） 国道279号横浜北バypass（むつ市～横浜町） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事5号 | R2-4 | 道路改築事業（高規格改築事業） 国道279号横浜南バypass（横浜町） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事6号 | R2-5 | 道路改築事業（国道改築事業） 国道279号二枚橋バypass（むつ市） | 計画変更 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事7号 | R2-6 | 道路改築事業（国道改築事業） 国道394号榎林バypass（七戸町） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事8号 | R2-7 | 河川事業（総合流域防災事業） 明神川（おいらせ町） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |
| 議事9号 | R2-8 | 都市公園事業 新青森県総合運動公園（青森市） | 継続 | 10 | 0 | 県の対応方針案のとおり （附帯意見なし） |

(3) 現地調査の実施について

| 議事番号 | 事務局案 | 表決結果 | | 委員会の議決 |
|-------|--|------|---|----------|
| | | 可 | 否 | |
| 議事10号 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点 を考慮し、今年度の現地調査は実施しない。 | 10 | 0 | 事務局案のとおり |

3 委員長職務代理者指名の結果について

青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱第5第4項の規定により、令和2年7月16日付けで阿波 稔 委員長が以下の委員を委員長職務代理者に指名した。

| |
|----------------------|
| 委員長が委員長職務代理者に指名した委員名 |
| 大橋 忠宏 委員 |

【根拠規程】

○青森県公共事業再評価等審議委員会書面会議実施要領（関係箇所抜粋）

（書面議決の実施）

- 第3 委員長は、書面議決の実施に当たり、返信期日を指定し、議事に係る資料、書面表決書（別記様式例）及び参考図書等を全委員に送付するものとする。
- 2 委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。
- 3 書面表決書は、議事毎に賛成又は反対の別を明らかにするように実施し、委員の署名又は捺印がないものは無効とする。
- 4 議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

○青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱（関係箇所抜粋）

（委員長）

- 第5 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。